

新型コロナウイルスの感染拡大阻止に総力。 国民の命と暮らしを守る責任を果たす。

いま、新型コロナウイルスによって、国民の皆様の安全、安心が脅かされ、経済への深刻な影響も懸念されています。自民党は、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に向け、刻一刻と変化する状況に万全の態勢で臨むべく、党の総力を挙げて連日議論を行っています。政府に対しては、2月6日、27日の二度にわたり、党として水際対策、医療・健康対策などの面から提言を行ってきました。また、3月3日には、経済面からの緊急対応措置（第一弾）として「新型コロナウイルスによる経済への影響緩和策」を取りまとめ、岸田文雄政調会長が安倍総理に申し入れました。引き続き、国民の皆様の命と暮らしを守るため、政府・与党一丸となって、速やかに各対策を実行してまいります。

政府による新型コロナウイルス感染症への対応について

1 PCR検査について

医師によって感染の可能性が疑われた患者さんが速やかにPCR検査を受けられるよう、3月6日から保険適用で検査ができるようになりました。

※ 全国の専門的な感染症対応が可能な病院で、体制の整ったところから順次開始。

感染したかも?と思ったら

以下の場合には、最寄りの保健所等にある

「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある

※ 重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方、妊婦さんの場合は上記の症状が2日続いたら相談しましょう。



2 小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援について

小学校等の臨時休校により影響を受ける保護者を支援するため、正規・非正規を問わず、法定の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業に対して助成する新たな制度を創設します。

- ① 対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)等。
- ② 大企業・中小企業ともに、支給額は8,330円/日が上限となります。
- ③ 適用日は、令和2年2月27日から3月31日の間に取得した休暇。

3 中小企業・小規模事業者の皆さんの資金繰り対応について

観光客の減少等により売上げが減り、日々の資金繰りにお困りの中小企業や小規模事業者の皆さんの不安に応えられるよう、日本政策金融公庫等に緊急融資と保証枠を5,000億円、確保済みです。3月2日には、売上が2割以上減などの場合に債務を100%保証するセーフティネット保証4号を全都道府県で実施し、4日には、売上が5%以上減少などの場合に債務を80%保証する同5号に幅広い業種を追加しました。お近くの日本政策金融公庫、信用保証協会などに設けられた相談窓口にご相談ください。

4 雇用調整助成金の支給要件の緩和について

経済上の理由により事業が縮小し、やむを得ず労働者に休業いただく場合に、労働者に支払った休業手当等の一部(中小企業は3分の2、大企業は2分の1)を支給する雇用調整助成金制度があります。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての企業を対象に、「3か月平均」で1割以上の売上げ減という要件を「1か月」に短縮するといった要件緩和をしました。お近くの労働局又はハローワークにご相談ください。

5 政府の各種対策について

現在、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に向け、日々、新たな対策を打ち出しています。首相官邸のホームページでは、新型コロナウイルスに関する情報をQ&A形式にまとめ、分かりやすく解説しています。その他、電話相談窓口や予防・検査、マスクなどの生活物資に関する情報についても、随時、更新していますので、ぜひご覧ください。

新型コロナウイルスへの備え
(首相官邸 HP)

